

公益社団法人徳島県労働者福祉協議会定款

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- 一 正会員…この法人の事業に賛同した団体
 - 二 賛助会員…この法人の目的に賛同した団体
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところによる入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」）を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この法人の定款その他の規則に違反したとき
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 二 すべての正会員が同意したとき
- 三 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、その他の抛出金品は返還しない。